五　無線設備の設置場所
六　無線設備の工事設計の内容

2　法第二十七条の六第三項前段の規定による届出及び同項後段の規定による変更の届出は、別表第三号の五（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第三号の六）の様式により行うものとする。

3　法第二十七条の六第三項後段の規定による変更の届出は、その理由を添えて行うものとする。

（無線局の廃止の届出）

第二十四条の三　法第二十二条又は法第二十七条の十第一項の規定による無線局の廃止の届出は、当該無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。ただし、災害等により運用が困難となつた無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局に係る当該届出は、当該無線局又は特定無線局の廃止後遅滞なく、当該災害等により無線局の運用が困難となつた日に廃止した旨及びその理由並びに次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うことができる。

［一　略］
二　無線局の種別及び局数
三　識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）
四　免許の番号又は包括免許の番号
五　廃止する年月日（この項ただし書の規定により提出した場合には、廃止した年月日）

［削る］

2　前項の届出書の様式は、別表第七号のとおりとする。

3　第一項ただし書の届出に係る無線局又は特定無線局に係る返納された免許状は、当該無線局又は特定無線局が廃止された日から一月以内に返納されたものとみなす。

（特定無線局の廃止の届出）

第二十四条の四　法第二十七条の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第二十四条の二第一項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに第四号及び第五号に掲げる事項）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一　包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　包括免許の番号
三　特定無線局の番号
四　廃止した年月日
五　包括免許に係る全ての特定無線局を廃止したときは、その旨

2　前項の届出書の様式は、別表第七号の二のとおりとする。

（無線局の変更の申請等）

第二十五条　第十二条の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出又は法第十九条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。

五　無線設備の設置場所
六　無線設備の工事設計の内容

2　法第二十七条の六第三項前段の規定による届出は、別表第五号の五の二（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第五号の五の三）の様式により行うものとする。

3　法第二十七条の六第三項後段の規定による変更の届出は、その理由を添えて行うものとする。

（免許後の変更等の手続）

第二十四条の三　法第二十二条又は法第二十七条の十第一項の規定による無線局の廃止の届出は、当該無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。ただし、災害等により運用が困難となつた無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局に係る当該届出は、当該無線局又は特定無線局の廃止後遅滞なく、当該災害等により無線局の運用が困難となつた日に廃止した旨及びその理由並びに次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うことができる。

［一　同上］
二　廃止する年月日（この項ただし書の規定により提出された場合には、廃止した年月日）
三　無線局の種別
四　免許の番号
五　免許の年月日
六　識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）

［新設］

2　前項ただし書の届出に係る無線局又は特定無線局に係る返納された免許状は、当該無線局又は特定無線局が廃止された日から一月以内に返納されたものとみなす。

第二十四条の四　法第二十七条の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第二十四条の二第一項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに第四号及び第五号に掲げる事項）を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一　包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　包括免許の番号
三　特定無線局の番号
四　廃止した年月日
五　包括免許に係る全ての特定無線局を廃止したときは、その旨

第二十五条　第十二条の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出又は法第十九条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。